（安全上重要な機器等）

第十条　規則第十三条第一項の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）に定める表の上欄第一号に掲げる型式及び設備について同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。

（運転責任者に係る基準）

第十一条　規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。

一　原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二　過去二年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三　原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。

四　原子炉に関する知識及び技能であって、次に掲げるものを有していること。

イ　原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関すること。

ロ　関係法令及び実施計画（保安のための措置に係る部分に限る。）に関すること。

ハ　原子炉施設の構造及び性能に関すること。

ニ　運転員の統督に関すること。

（基準に係る確認を受けようとする者の申請）

第十二条　規則第十四条第四号の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。

二　基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること（合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関することを含む。）。

三　基準に適合した者に係る有効期間に関すること。

四　基準に適合した者に係る更新の手続に関すること。

（基準に係る確認等）

第十三条　原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉施設の保安のための措置が適切なものであることを確認するものとする。

1　原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

2　原子力規制委員会は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

3　第二項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

（検査を行う職員の権限）

第十四条　法第六十四条の三第八項で準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会が定める事項は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　保安のための措置に係る部分の検査にあっては、次に掲げる事項

イ　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

ロ　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

ハ　従業者その他関係者に対する質問

ニ　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質に汚染された者その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること

二　特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分の検査にあっては、次に掲げる事項

イ　事務所又は事業所への立入り

ロ　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

ハ　従業者その他関係者に対する質問

ニ　特定核燃料物質、核燃料物質、核燃料物質に汚染された者その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁情報

国家試験

第71回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第71回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成25年4月12日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験の種類及び日時

⑴　第一種作業環境測定士試験

平成25年8月21日（水）午前10時から

平成25年8月22日（木）午前9時30分から

⑵　第二種作業環境測定士試験

平成25年8月21日（水）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑸　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めて卒業した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。⑼において「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第1の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「旧職業訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの